

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-06-01

なし

(発行年 / Year)

1910

官有地ニ設ケラレタル借地権ニシテ民法所定
ノ期限ニ依リ難キモノ

一 無期限有料ニテ外人ノ使用ニ供シタル
官有地

第一例 横濱ノ清國人新墓地

第二例 同各國病院敷地

第三例 同清國人避病院敷地

内務省

第四例 同競船會小艇置所、弄鞠競力
場、牛乳採取場

第五例 同競馬場

第六例 同婦女弄鞠會場

第七例 大坂佛國天主堂敷地

第八例 兵庫外國人公園地

第九例 同清國人墓地

二 有期限ナシトモ更新シ得ヘキ約束ヲ以テ外人ノ使用ニ供シタル官有地

第一例 大坂清國人病院敷地

十年毎ニ借地人ノ意思ニ依リ更新シ得ル規定アリ

三 條約中居留地ナル文字ノ解釋ノ廣狹ニ依リ條約ノ保護ヲ受クルニ至ラサル永代借地權無期限借地權有期ニシテ更新シ得ル借地權

四 條約中永代借地券ナル文字ノ解釋ノ廣狹ニ依リ條約ノ保護ヲ受クルニ至ラサル借地權

内務省

五 外國公使館ノ使用ニ供スル官有地

六 官有財産管理法ニ依リ長期借地權

民法以外ニ於テ規定、必要アルモノ

一官有財産ノ買受人其ノ義務ヲ履行セザルト
キハ國ハ買受人ニ通知スルノミヲ以テ其契
約ヲ解除スルコトヲ得ルコト

一賣拂契約解除トナリタルトキ買受ケタル財
産ノ賣拂讓與交換及其ノ財産上ニ設定シタ
ル物権ハ總テ無効トスルコト

一用途ヲ指定シテ讓與シタル官有財産ヲ指定
ノ期間内ニ其用途ニ使用セズ又ハ一旦其ノ
用途ニ使用ストモ使用ヲ始メタル後五年
年以内ニ指定ノ用途ヲ廢シタルトキハ其ノ
所有者ヨリ返還セシムルモノトス此ノ場合

内務省

ニ於テハ其ノ財産上ニ設定シタル物権ハ總
テ無効トスルコト

一同財産ノ貸付料ハ毎年前納セシムルコト

一同財産ノ修理其他ノ費用ヲ負担スル方法ハ
貸付契約ヲ以テ之ヲ定ムルコト

一無料貸付モ之ヲ地上権又ハ使用貸借ノ適用
ヲ受ケサルコト、ナシ矢張一種ノ貸貸借料
金ナキトシ料金ヲ除ク外一切貸貸借ノ規程
ヲ適用スルコト